

福祉のまちづくりについて

【1】「大阪府福祉のまちづくり条例」の事前協議について

だれもが自由に安心してでかけられるまち、そして利用しやすい施設が「あたりまえ」のこととなるように、「大阪府福祉のまちづくり条例」にもとづき、条例第40条第1項に定める都市施設（【2】事前協議対象の都市施設）を設置しようとする建築主は、不特定多数のひとが安全かつ容易に利用できるかどうかの確認を行い、その計画について事前協議の手続きが必要です。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー法）第14条第3項の規定にもとづく「大阪府福祉のまちづくり条例」の対象建築物は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定になりますので、建築審査課（06-6858-2422）又は建築確認申請を提出する予定の指定確認検査機関にお問い合わせください。

【2】事前協議対象の都市施設（条例第40条第1項）

用途区分	規模	事前協議先
集会場（床面積が200㎡以上の集会室があるものを除く）	すべて	豊中市
コンビニエンスストア（※）	床面積の合計 100㎡以上200㎡未満	
事務所	床面積の合計500㎡以上	
ダンスホール	床面積の合計1,000㎡以上	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計 50㎡以上200㎡未満	
工場（自動車修理工場を除く。）	床面積の合計3,000㎡以上	
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	床面積の合計300㎡以上	
火葬場	すべて	
地下街、道路、開発公園、遊園地、動物園、植物園、港湾緑地、公衆の利用のため整備される海岸保全施設	すべて	大阪府

（※）主として飲食料品その他最寄り品の販売業を営む店舗のうち床面積の合計が30㎡以上250㎡未満で一日当たりの営業時間が14時間以上のものをいう。

【3】提出内容

建築確認申請までに、下記書類（正副2部）を豊中市に提出し、協議をしてください。

- <提出書類>・都市施設設置工事事前協議書
- ・都市施設事前協議項目表
 - ・委任状（代理人が提出・協議する場合）

内容について、詳しくは下記までご相談ください。

問い合わせ先

豊中市 都市計画推進部 中高層建築調整課

第二庁舎 4階 TEL 06-6858-2116